公　告

諸　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ＲＳインベストメント株式会社
２．住所　東京都港区高輪二丁目15番21号
３．代表者の氏名　代表取締役　高橋　正光
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第476号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年８月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年２月 17 日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社アドバンスト・リサーチ・ジャパン
２．住所　東京都中央区日本橋茅場町二丁目７番５号
３．代表者の氏名　代表取締役　伊藤　哲朗
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第523号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年８月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年２月 17 日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　Apiana　Investments株式会社
２．住所　東京都港区虎ノ門四丁目３番20号神谷町ＭＴビル14階
３．代表者の氏名　代表清算人　藤﨑　大輔
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第531号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年８月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年２月 17 日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　オークス株式会社（旧商号：オークス投資顧問株式会社）
２．住所　東京都中央区銀座六丁目７番16号
３．代表者の氏名　代表取締役　大友　一德
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第644号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年８月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年２月 17 日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　Och-Ziff Japan有限会社
２．住所　東京都港区虎ノ門四丁目３番１号城山トラストタワー27階
３．代表者の氏名　取締役　ダニエル・エス・オク
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第649号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年８月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年２月 17 日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　テリーサポートフォリオマネジメント株式会社
２．住所　東京都中央区銀座２―11―１
東京都葛飾区四ツ木３丁目９―13
３．代表者の氏名　代表取締役　石橋　　肇
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第883号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年８月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年２月 17 日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社丹青アセットマネジメント
２．住所　東京都台東区上野五丁目３番４号
３．代表者の氏名　代表取締役　白川　富章
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1888号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年８月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年２月 17 日

関東財務局長　厚木　　進

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社かめや投資顧問
２．住所　東京都江東区潮見２丁目８番14―125号
３．代表者の氏名　代表取締役　亀谷　保孝
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1959号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年８月17日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 22 年２月 17 日

関東財務局長　厚木　　進